

学位申請論文審査要旨

作成日:2024年4月16日

論文題目: ローマ書とエゼキエル書の比較研究 - 律法、罪、死、いのちのテーマを中心に -

学位申請者: 小山 英児

申請学位: 博士(神学)

論文審査委員

主査: 本学 神学研究科(教授) 岩田三枝子

副査: 関西学院大学(教授) 浅野 淳博

副査: 本学 神学研究科(教授) 伊藤 明生

副査: 本学 神学研究科(教授) 木内 伸嘉

学位申請論文審査要旨

本学位申請論文は、旧約聖書と新約聖書の間に明らかな引用がない場合であっても、そこに関連性を認め、比較研究を通して該当箇所従来の積義を新たに発展させることができることを論じる試みである。それゆえ、ローマ書における使徒パウロの言及がエゼキエル書に依拠しているかどうかを証明することが本論文の目的ではなく、比較研究を通して、ローマ書のより豊かな積義の可能性を目的としたものである。

第1章では、「問題の所在」として、ローマ書5章から8章がどのように理解されてきたか、さらに「律法、罪、死、いのち」という一連のテーマがどのように理解されてきたかについて、先行研究を概観し、パウロの議論のテーマが考察される。

第2章では、「前提と比較の方法」として、旧約聖書において、この「律法、罪、死、いのち」という一連のテーマを内在している箇所の検討とその比較の方法について、「律法、罪、死、いのち」の一連のテーマが、旧約聖書中に最も凝縮して明らかな形で提示されているとして、エゼキエル書が比較検討の対象として挙げられる。

第3章では、エゼキエル書と新約聖書との関係に関する先行研究が提示される。特に、「律法、罪、死、いのち」の一続きのテーマに言及されるとして18章、エルサレム陥落の知らせを中心に構成された33章、イスラエルの回復が述べられる37章に注目し、「律法、罪、死、いのち」の一連のテーマが考察される。

第4章では、エゼキエル書の積義と、ローマ書5章、6章、7章、8章の該当箇所の比較検討を通して、ローマ書の「律法、罪、死、いのち」の一連のテーマ従来の積義を発展させることができることが提示される。

第5章では結論として、エゼキエル書の該当箇所の解釈をローマ書の該当箇所と比較することによ

って、自らの「たましいの死」の現実を自覚し、神の「霊」が与える「いのち」という超越次元からの働きかけによらなければ、新しい神の民の創造はない、というローマ書の解釈が導き出されることが示される。

以上、申請者は、エゼキエル書と比較することによってローマ書の従来 of 積義を新たに発展させることができることを提示し、本研究によって旧約聖書と新約聖書の積義に新たな可能性を示唆する。

本研究では、先行研究では多くは扱われていないエゼキエル書とローマ書との関連分野での研究という点で独自性が高く、新しい聖書の読み方への果敢な挑戦が見られる。また、研究の学問背景についても幅広い先行研究への知見が示される。一方で、旧約聖書と新約聖書の両方に関わる広い分野であることもあり、議論が多岐に渡り、全体の論旨の明確な一貫性や議論の深みの点では多少明瞭さに欠ける点も見られるため、今後の課題として取り組むことが期待される。また、本論文の慎重な議論の展開と結論について、博士論文としてのさらに大胆な提案と議論の展開を期待する論評も加えられた。いずれにせよ、本論は、未だ未開拓部分の多い分野への新しい提言である点において、以降の研究に大いに委ねられる領域であり、今後の課題として申請者によって挙げられている「神殿と栄光」のテーマ等、さらなる研究の積み重ねを大いに期待したい。

以上の所見により、本論文は、博士論文として適格であると判断する。

最終試験結果の要旨

2024年2月7日に行われた口述試験の結果、申請論文が学位を授与する水準にあり、かつ申請者が十分な研究能力を持っていることが確認された。よって、本学位申請論文を、博士(神学)の学位を受けるにふさわしいものであると認める。